

(改正後全文)

福井県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要綱

第1 事業目的

この事業は、県または市町が実施する肝炎ウイルス検査で発見された肝炎ウイルス陽性者を早期治療に繋げ、その後の受診状況をフォローアップすることでウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 事業内容

1 陽性者のフォローアップ

(1) 実施方法

福井県または市町が、同意書（様式第1号）により肝炎ウイルス検査の前または後で本人の同意を得ている対象者に対し、調査票（様式第2号）を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認するとともに、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

(2) 対象者

- ① 県および福井市が保健所において実施する肝炎ウイルス検査ならびに県および福井市が医療機関に委託して実施する肝炎ウイルス検査事業により陽性と判定された者
- ② 2 の検査費用の請求により把握した陽性者
- ③ その他、市町や医療機関、職域で実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）を受けた者などからの情報提供等により把握した陽性者

フォローアップに当たっては、個人情報取り扱いに留意のうえ、必要に応じ県内の市町の健康増進事業担当部局等と連携を図るとともに、その実施においては、肝疾患診療連携拠点病院や市町等の適当と認められる実施機関に委託することができる。

2 初回精密検査費用および定期検査費用の助成

(1) 実施方法

- ① 対象者が保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関をいう。）において初回精密検査または定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。
- ② 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。ただし、(2)の②に該当する者については、1回につき、次のアに規定する額からイに規定する額を控除した額とする。
 - ア 医療保険各法の規定による医療または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が

負担すべき額を控除した額

イ 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲または乙に該当するかについては、(5)②イにより申請者から提出された課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、または当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

(2) 対象者

① 初回精密検査

以下のすべての要件に該当する者

ア 福井県内に居住する者

イ 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

ウ 1年以内に県および福井市が保健所において実施する肝炎ウイルス検査、県および福井市が医療機関に委託して実施する肝炎ウイルス検査事業もしくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診または職域の肝炎ウイルス検査において「陽性」または「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）

エ 1の陽性者のフォローアップに同意した者

なお、健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とすることができる。

② 定期検査

以下のすべての要件に該当する者

ア 福井県内に居住する者

イ 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

ウ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変および肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

エ 住民税非課税世帯に属する者または市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者

オ 1の陽性者のフォローアップに同意した者

なお、健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とすることができる。

カ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

(3) 助成対象費用

本要綱の施行日以降に実施した以下の検査に係る費用を対象とする。

① 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料および下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

- ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
- イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
- ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）
- エ 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 定量）
- オ 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別検査、HBVジェノタイプ判定等）
- カ 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）
- キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

② 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料および上記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影またはMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

（4）助成回数

① 初回精密検査

1回

② 定期検査

1年度2回（①の検査を含む）

（5）検査費用の請求について

① 初回精密検査

ア 県および福井市が保健所において実施する肝炎ウイルス検査、県および福井市が医療機関に委託して実施する肝炎ウイルス検査事業または健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

対象者は、請求書（様式第3号-1）に、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し（県および福井市が医療機関に委託して実施する肝炎ウイルス検査事業による陽性者は、検査結果の記載された問診票の写し）および通帳の口座情報が確認できる部分の写しを添えて、福井県知事に請求するものとする。

イ 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、請求書（様式第3号-1）に、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書、職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書（様式第3号-2。以下「職域検査受検証明書」という。）（対象者が保有している場合に限る。）、1の陽性者のフォローアップまたは健康増進事業における陽性者フォローアップの同意書（これらのフォローアップの同意をしていない場合に限る。）および通帳の口座情報が確認できる部分の写しを添えて、知事に提出するものとする。

県は、対象者からの請求に職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、様式第3号-3により医療機関に照会を行い、および医療機関から回答を受けるものとする。

② 定期検査

ア 対象者は、請求書（様式第3号-4）に、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、次項に定める課税等証明書等、医師の診断書（様式第4号）および通帳の口座情報が確認できる部分の写しを添えて、検査を受診した翌年度の4月5日までに、福井県知事に請求するものとする。

イ 自己負担限度額階層区分の認定に係る課税等証明書等の提出について

（ア）別表による自己負担限度額階層区分の甲に当たる場合、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員（以下「世帯構成員」という。）に係る市町村民税課税証明書等を提出するものとする。一方、乙に当たる場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとする。

ただし、申請者およびその配偶者と相互に地方税法上および医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、市町村民税額合算対象除外希望申請書（様式第5号）に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。

（イ）市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

a 平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。

b 平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとする。

c 平成30年9月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者または同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦または同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、または同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除および寡夫控除ならびに同条第3項の規定による

特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。

ウ 対象者は申請の際、上記アおよびイによらず、以下要件に該当する場合は、以下に掲げる書類を省略することができる。

(ア) 医師の診断書

以下のいずれかに該当する場合。なお、a、bについては慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く。

a 以前に福井県知事から定期検査費用の支払いを受けた場合

b 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合

c 医師の診断書以外のものであって、県が定める方法で病態を確認できる場合。ただし、県が様式第6号により当該確認方法について厚生労働省に事前に申請し、応諾された場合においてのみ、診断書の代わりとできるものとする。

(イ) 世帯全員の住民票の写し、世帯全員の課税等証明書等または住民税非課税証明書、市町村民税額合算対象除外希望申請書（様式第5号）、通帳の口座情報が確認できる部分のコピー

以下に該当する場合において、従前に知事へ提出した書類と同様の内容である場合。なお、いずれも同一年度で行われる場合とする。

a 1回目の定期検査費用の助成を受けた場合

b 肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

(6) 検査費用の支払いについて

福井県知事は、請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、支払うものとする。

第3 書類の経由

この要綱により知事に提出する請求書等は、県保健所および福井市保健所または各市町の健康増進部局の窓口を経由して行うものとする。

第4 実施に当たっての留意事項

本事業の企画および立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。また、事業の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

附則

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成29年6月1日から施行する。ただし、第2の2（4）②の規定は、平成29年4月1日以降検査分から適用する。

附則

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額 (1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円